

## 第9回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

### ■ 日時

平成19年7月26日（木）

### ■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室

### ■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，伊藤委員，大竹委員，佐々木委員，添田委員，築委員，佐藤和男委員，西岡委員，古橋委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，片桐委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，高山委員，田中委員，船津委員，本田委員，阿久津委員，川又委員，陣内委員，寺崎委員，松本委員，郷間委員，櫻井委員，小林委員，渡辺委員，塚原委員，山本委員，福田委員，馬嶋委員，横松委員，柴田委員，砂川委員，森山委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課長補佐，行政経営課行政改革グループ係長，文書法制グループ係長，事務局職員

### ■ 会議経過

#### 1 開会

#### 2 委員の紹介（資料1，2）

- ・ 委員自己紹介

#### 3 議事

##### (1) 副会長の選出について（資料2）

- ・ 互選により山本委員を副会長に選出

##### (2) 平成18年度の検討状況の確認（資料3）

- ・ 事務局より説明

##### (3) 今後の検討の進め方について（資料4～6）

- ・ 事務局より説明
- ・ 4グループに分かれて委員間で意見交換し，その結果を発表
- ・ 委員からの意見を事務局でよく斟酌しながら，修正すべきところは修正することとし，全体的には，資料の流れで進めていくこととした。

#### 各グループからの主な意見・質問等（要旨）

##### ○ Aグループ

- ・ 新委員から、「過去8回の開催分をまとめて勉強会を行ったので、よくまだわかっていない。」という話があった。これは大事な条例だから、もっともっと勉強していく必要があるということだった。
- ・ 市民との関係においては、周知徹底の方法に関し、市民の声をできる限り聞く機会をたくさんつくるべきではないかという意見が出ていた。過去、市の広報やホームページ等、いろいろな形でPRをしてきたが、関心のある人だけが見ており、広く市民には伝わっていない。懇談会や意見交換会を、できるだけ広く、数多く、地域毎にいろいろな機会を使って開催することで周知徹底されていくのではないかということであった。
- ・ 今回、「ここからはじめる自治基本条例」という、パンフレットのような資料が作成されている。これは非常に字が大きくてわかりやすいが、内容はエッセンスだけであり、いわゆる落書きみたいなものでも良いから、説明的な文章がもう少しあった方が良い。
- ・ 今後の進め方について、9月から10月の段階で分科会が4回予定されているが、その4回で果たしてうまくまとまるかどうか。やってみないとわからないが、その段階で4回から5回等へと回数を増やすことも一応検討してほしいという意見が出ていた。
- ・ いずれにしても、自治体の憲法に当たる自治基本条例なのだから、広く市民に周知徹底するための努力を惜しまないようにしていく必要があるということであった。

##### ○ Bグループ

- ・ 市民との意見交換の方法については、市内の地区市民センターやコミュニティーセンター等合わせて十何カ所を、できれば全部回りたいという意見と、時間的なこともあり、どの程度市民の皆さんが興味、関心を示してくれるかということもあるので、最初は5箇所程度の開催で良いのではないかという、両方の意見が出た。
- ・ 上河内、河内地区の意見交換の方法についてであるが、考える会議でやってきたことをレクチャーし、それに乗ってもらおうというかたちでは、根っこから自治基本条例を検討していることになりにくいのではないか。今まで私たちが「考える会議」でやってきたようなことをまず一度実施して、それから意見交換をするなど、「厚い」ものにしても良いのではないかという意見が出た。
- ・ この条例についてより多く市民の皆さんに知ってもらい、一緒につくっていくことが大切であるから、意見交換会には多くの市民の皆さんに参加してもらいたい。子育て中の方や障がいを持っている方々も出席しやすいように、保育サー

ビス等の対策を立てて、意見交換会を開いたら良いのではないかな。

○ Cグループ

- ・ 今後の進め方の全体スケジュールについては、昨年度の成果を踏まえ、このような流れで基本的には良いだろうという意見であった。先程事務局から説明があったが、4分科会を3分科会にすることについては、まずこれで実施してみて、具合が悪ければまた変更すれば良いと考える。
- ・ 市民との意見交換会が11月前後にあって、それまではニュースレターや、広報紙の作成・配布等が予定されているが、全体会・各分科会の検討がある程度まとまった時点で、有力な市民の団体、例えば自治会連合会、地域まちづくり組織等には、一般の市民意見交換会の前に、このようにまとまっているのだよということを説明して、是非とも修正して欲しいという意見等があれば受け入れるということをした方が手続的にうまくおさまるのではないかなという意見が出た。特に市政運営の仕組みの部分に関して、地域の市民の生活にいろいろな変化が生じることになると思うから、ということだった。
- ・ 上河内、河内地域から新しい委員の方々が参加されているが、上河内らしさや河内らしさというものがあるのだから、宇都宮らしさとして全体をまとめるときに、上河内らしさ、河内らしさを含めてもう一回再整理をしたいという意見があった。これはまさにそのとおりだと思う。「宇都宮らしさ」には十人十色のイメージがあるが、昨年度の会議の中で何回か共通のイメージが出てきているので、新たにそのあたりを加味していければと思う。

○ Dグループ

- ・ 4点、質問が出た。
- ・ この条例は、いつごろ制定されるのか。これから会議を進めていく上でも目標は明確にしておいた方がいいのではないかな。
- ・ この「考える会議」の提言書の内容はどこまで条例に盛り込んでもらえるのか。
- ・ 世話人会の役割、広報班の人数等について、具体的にもう少し説明をしてほしい。
- ・ 執行機関から議会へ提出される、この条例の議案書のチェックを、この「考える会議」の委員ができるのか。委員の意見をそのまま執行部の議案書に盛り込めるのか。

● 事務局

- ・ 市民との意見交換会を、どこまで広げて実施していくかということについてであるが、事務局としては、まずこの会議から一歩外へ出て行くことから始め、5箇所程度でやってみる、その後場合によってはさらに細かく実施していくということで準備させてもらおうと思っている。具体的にどこで実施したら良いかなについては、今後事務局で案を詰め、またこの会議に諮りたいと考えている。

- ・ 自治会連合会や地域まちづくり組織等の大きな組織には事前に説明をした方が、より精度が高まり、いろいろな意見が頂けるのではないかということについては、ごもっともであり、今後事務局案をまとめていくときに参考にさせて頂きたい。
- ・ 例えば子育て中の方々、障がいを持っている方々に関しても、よく配慮した形で進めていきたいと考えている。
- ・ 新委員に対しては、理論だけを何時間も説明してもなかなかわかりにくいのではないかというお話もさせて頂き、具体的にこの会議に出席して頂く中で雰囲気をつかんで頂きたいこと、その上でどうしても今までの経緯がわからない等の事情が生じたならば随時事務局にお聞き頂きたいということを説明させて頂いた。必要であれば、昨年からの委員の方々に対しても、欠席の場合の補足説明等をさせて頂きたいと思う。
- ・ 条例の制定時期の想定についてであるが、この会議を設置したときに市長から御説明したように、明確に、いつまでにつくりたいというものはなく、まず議論を深めて頂きたい。委員の任期が2年であり、来年6月がその終期であることから、今年度中に提言書の素案までまとめて頂き、任期中に提言までまとめて頂ければと考えてはいるが、この条例は大事な条例であることから、あまりにも議論の集約が図れないような場合は、どんどん議論を尽くして頂きたい。
- ・ 提言書のイメージについてであるが、条例は法律の一種であり、制定に当たっては専門的なルールもある。骨格であるとか、こういうことは盛り込むべきであるとか、あるいは表現としてはこういう表現というのは大事だろう等ということについて提言書としてまとめ上げて頂ければ、それを尊重した上で、法律としての専門的なルールの部分を執行部でまとめていきたい。
- ・ 世話人については、進行役、世話役として、各分科会毎にそれぞれ正副2名、計6名の方を選んで頂きたい。その6人で「考える会議」の前後に話し合いをして、分科会間の進捗状況の調整や論点の調整等の役割を担って頂きたいと思っている。
- ・ 広報班については、この会議の広報活動において、アイデア出しも含めてご協力頂きたい。

(4) 自治の理念・基本原則について（資料「ここからはじめる自治基本条例（第1～5回）」）

- ・ 事務局が市役所職員向けに作成した啓発用文書「ここからはじめる自治基本条例」の概要を、事務局より説明
- ・ 「ここからはじめる自治基本条例」を議論の土台として、4グループに分かれて委員間で意見交換し、その結果を発表

各グループからの主な意見・質問等（要旨）

○ Dグループ

- ・ Dグループの意見はまだまとまりきってはいないが、理念としては市民協働や市民参画、市民の意見を反映していきましようということが大もとになると思っている。その上で、今まで制定されてきた様々な条例に共通する、そして一番上位に位置するような理念になれば良いのではないかと考える。今まで制定されてきた様々な条例が、この自治基本条例の理念にあわせて変わっていけるような理念になれば良いなという議論だった。
- ・ 1点質問が出た。参考資料「自治基本条例に盛り込みたい事項」において、前文と総則、その後に自治の基本理念、基本原則という組み立てになっているが、この前文、総則とは別に基本理念があるのか、それともその基本理念とかを含めた上で前文、総則があるのかということについて、説明をお願いしたい。

#### ○ Cグループ

- ・ まず自治の理念は、大変漠然としていてわかりにくいという意見が出た。ただ、他の自治体の例などを見ても、これはやはり必要な事項であろう、特に我々の向かっていく方向、理想、そういうものをあらわすものとして必要であろうということになった。
- ・ 理念に関しては、前文に宇都宮らしさを表現することが望ましいとのことから、上河内・河内地域らしさも加えて検討していく必要があるのではないかという意見や、豊田市のような形がわかりやすいという意見が出た。ただ、最終的には分科会の検討にゆだねていくこととしたい。
- ・ 理念と基本原則を分けて表現する方法と、まとめて理念として表記する方法とが資料に挙げられていたが、やはり分けて表記する方がわかりやすいだろう。理念はとても大事なものであるということだった。
- ・ 新委員から、議会の制定した条例と本条例との関連についての質問が出た。これに対し、これまでの委員から、本条例は精神的な条例であって、拘束性や罰則規制等はないのではないかという説明があった。いわゆる法とは別の、ルールづくりという考え方に近いのではないかとのことであった。

#### ○ Bグループ

- ・ 自治の理念と自治の基本原則の三つの囲みが並んでいる図については、目的と手段というように、あまりかちかちとするとかえってわかりにくいという意見や、右側から左側に向かって、「宇都宮ならではの市民の福祉を実現させる」ということを最終的な目的とする条例となるのではないかという意見、さらには、「理念」の中の「市民自治の確立」の中に一番右側の基本原則が入っているという考え方もあるので、このあたりの並べ方、くくりは、もう少し考えた方が良いのではないかという意見が出た。
- ・ 「ここからはじめる自治基本条例」第4回の1ページ、『市民自治の確立』に関するもの」のところの「市民協働」については、市民の位置付けや定義をきち

つとしないとわかりにくいという意見が出た。また、市民と市の協働というところに企業も加わるのであろうという意見や、企業の位置付けがどこかに入っていないければ、企業と市との協働、また市民と企業との協働ということも忘れられてしまうという意見、企業の社会的責任というものも理念の中にきちっと位置付けることで、市民の仕事と生活のバランスが保たれるということも最終的に市民の幸福につながっていくので、それも大事なポイントではないかという意見等が出た。

- ・ 市民協働に関しては、既に市民協働推進計画という計画が出来ているので、その内容ともきちんとすり合わせをして、ぶれないようにした方が良いという意見があった。
- ・ 「ここからはじめる自治基本条例」第5回の自治の基本原則の一番下に「人づくり」とあるが、唐突にこの言葉が出てきたような印象がある。しかしよく考えていくと、まちづくりは人づくりである。これは、「宇都宮市らしさ」とは何かというところから、市民力を高めよう、市民も成熟していかなければならないということに出てきた言葉であるという話が出た。
- ・ 以前、ワークショップ等を何度も重ねてきて、私たちのベースとなる議論があるわけだから、それらをもとに、修正したり圧縮したりして、理念・基本原則に反映していかなければやってきた意味がない。とにかく執行部の専門家にバトンタッチするまでは私たちの意見を大事にしていきたいということであった。

#### ○ Aグループ

- ・ 最初に、自治の理念と基本原則は、言葉としてわかりにくいので、平たく言ったら何になるのだろうかという議論になった。理念は、抽象的なあるべき姿であって、基本原則は、具体化したルールのようなものであるということになった。
- ・ 市民憲章とか総合計画とかとの整合性ということについても議論になった。多少それぞれの中で表現や文言の違いがあるけれども、みな基本的な理念であって、大勢に影響なければ、多少の文言の違いは別に問題ないということであった。
- ・ この自治基本条例は、何年先を見据えたものなのかという意見が出た。これは政策レベルの問題ではなく、いわゆる自治体の憲法で、普遍的なものだから、よほどのことがない限りずっと変えないものではないかということだった。
- ・ 男女共同参画、人権の見直しということについてはどう考えたら良いのだろうかという意見が出た。それは現在改革の途上にあって、少しずつ良くなっていくのだから、必ずしも条例に入れなくても皆さんわかっていることではないかなということであった。
- ・ 宇都宮らしさについては、これはあるべき姿であって、上河内や河内等、個別の地域にこだわる必要は全くなく、マクロに捉えて考えていくべきではなかろうかということだった。

- ・ 先程，なかなか自治基本条例は理解しにくいものであり，新委員においては，この会議への参加を通して理解して頂きたいという事務局の説明があったが，本日，委員の中でお互いいろいろな質問を出したり，答えを出したり等を繰り返していく中で，非常に理解が深まり，良かったなということが最終的な感想である。

● 事務局

- ・ 参考資料「自治基本条例に盛り込みたい事項」は，昨年度委員から出された意見を整理する際に一つの座標があるので，近年の他の自治体の自治基本条例の構成を参考に，前文，総則，自治の基本理念，基本原則，市民・議会・執行機関の役割・権利・責務，市政運営の仕組みというまとめ方をしたものである。この会議で，この構成にしようという決定をしていないことを再度ご説明させて頂く。

#### 4 その他

事務局から以下の説明

- ・ 次回の日程
- ・ 分科会の希望のアンケート調査票について

#### 5 閉会